

令和8年3月11日

職員の懲戒処分について

このたび、公用車の無免許運転に係る職員の処分について、令和8年3月11日付で懲戒処分を行いましたのでお知らせをいたします。

1 事件の概要

職員が、令和7年8月30日午後8時頃、田布施町の交差点にて一時停止違反で警察に検挙された。違反切符を切られる際に免許の更新期日が過ぎていることが発覚した。

また、免許失効日の令和6年7月19日から令和7年8月30日の間に公用車を11回無免許運転していることが確認された。

2 処分の概要

当事者 周防大島町立介護医療院やすらぎ苑 介護支援専門員 減給10分の1(3月)
管理監督者 周防大島町立介護医療院やすらぎ苑 総看護師長 訓告
周防大島町立介護医療院やすらぎ苑 施設長 厳重注意

3 周防大島町病院事業管理者のコメント

本日、周防大島町職員分限懲戒審査委員会の審査結果を踏まえ、職員を処分しました。

「地域住民に安全、安心な医療・介護・福祉を提供するために親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう職員一丸となって努めます。」の理念を掲げているなか、職員が公用車を無免許運転したことは、誠に申し訳なく、残念に思っております。町民の皆様、関係者の皆様には心からお詫び申し上げます。

今後も職員全員への指導を強化し、法令順守を徹底するとともに、信頼回復に職員一同努めてまいります。

4 周防大島町長のコメント

町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

病院事業局には今後このような不祥事を二度と起こさぬよう、職員の服務規律の徹底、綱紀の粛正を図るよう強く要請いたしました。

周防大島町病院事業局 総務部総務課

電話 0820-74-2332 (代)

FAX 0820-74-5067

E-mail:soumu@suo-kouei.com